

# 幕末・近代における日口国境交渉と「樺太アイヌ」

榎森 進

アイヌ政策検討市民会議主催「樺太アイヌの歴史を考える」

日時：2022年6月26日 会場：札幌市教育文化会館堂

## 1 「カラフト」に対する多様な呼称

### (1) 日本側の呼称

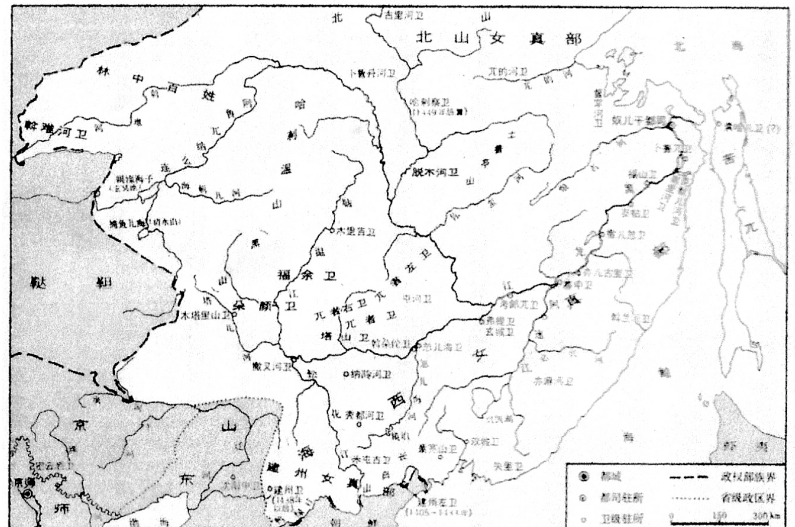
「カラフト」（唐太）、「北蝦夷地」、「樺太」、「サハリン（サガレン〔薩哈噠〕）」

この内、「唐太」なる表記は、1809年（文化6）まで。同年6月以降幕府の命により「北蝦夷地」と改称す。この改称は、時の幕府が「カラフト島」「蝦夷島」「クリル諸島」をめぐる対口関係を強く意識したことによる（松田傳十郎著『北夷談』）。以後1868年（明治元）まで日本側の正式な呼称。1869（明治2年）8月、維新政府、「樺太（州）」と改称。以後「サハリン」と併用し、1945年、アジア・太平洋戦争の終結まで、これらの呼称を併用。現在は「サハリン島」。

### (2) 中国、ロシア側の呼称

#### ① 中国側の呼称

中国の史書や記録類に「カラフト」の「アイヌ」のことが記され始めるのは、モンゴル・元朝に関する記録や歴史書からで、元朝に関する代表的な史書である『元史』では、「カラフト」の「アイヌ」を「骨嵬（グウエイ）」と記し、明代の史書・地図類では「苦于（クウ）」「苦夷（クイ）」（中国で出版した歴史地図中、明代の北東地域の様相を示した右の地図を参照）、清代には「庫野（クイエ）」「庫葉（クイエ）」「庫頁（クイエ）等と表記しているが、こうした表記は、アムール川下流域の諸民族や「サハリン島」のニヴフ民族やウイльта民族が同島の「アイヌ」を「クギ」又は「クイ」と称したことから、中国の各王朝側がその発音を漢字表記したものである<sup>(1)</sup>。



地図 中国大百科全書出版社編集部編『中国大百科全書・中国歴史II』（中国大百科全書出版社、1992年）から

#### ② ロシア側の呼称

「サハリン島（Остров Сахалин）」。「原義は、満洲語の「sahaliyan（黒い）」「ula（江・河）」、「angga（口）」「hada（崖、岩山）」なので、直訳すると「黒い河の河口の石峰・石山」の意になる。アムール川の中国側の名称「黒龍江」は、満洲語の「黒い河」の意識である（「清朝」は満洲民族の王朝。満洲民族は、12世紀初頭、中国北東地域の松花江流域～沿海地方にかけた地域に「金国」を建国したツングース系民族の「女真（Diurchin）族」「女直（Djurchi）族」の後裔）。

## 2 所属国家が幾度も変化した「島」

古代～18世紀、中国の各王朝が同島の住民（ニヴフ・ウイльта・〔13世紀末以降は、アイヌ〕を含む）等に各王朝への「朝貢」を強要した時期。但し、18世紀半ば以降、日本の松前藩が同島南部地域（大略北緯50度以南の地域）

のアイヌ民族とアムール川下流域から同島に渡来する「サンタン人」（ウリチ民族）との交易の進展を見、次いで彼等と幕府、松前藩との交易の発展を見ると共に、松前藩士や幕府の役人が同地域の調査を実施。以後こうした動向が顕著になる（なお、ウリチ民族は、アムール川を「マンコー河」、又は「マンガー」（原義は、【大きい河】の意で、自称でもある）と称したことから<sup>(2)</sup>、幕末の日本側の記録・地図類では「マンコー河」と記す例が多く見られる）。

18世紀末以降	栖原他の商人が同島南端のアニワ湾沿岸部を中心にした地域での漁場経営の請負を開始。
1809年（文化6）6月	幕府、同島を「北蝦夷地」と改称（但し、日本国内だけでの呼称）。
1867年（慶応3）2月	日本、ロシアと「カラフト島仮規則」を締結し、同島を日ロ両国の「雑居地」とする。
1875年（明治8）5月	日ロ間で締結された「樺太・千島交換条約」により「樺太全島」がロシア領となる。
1905年（明治38）9月	日露戦争終結の「日露講和条約」（ポーツマス条約）により、同島の北緯50度以南の地域が日本領となり、
1945年（昭和20）8月以降	サハリン島全島がソ連・ロシア領となる。

### 3 幕末における幕府の「北蝦夷地」政策とアイヌ民族

#### （1）高校生・一般向け「日本史」の間違った記述

ここでは、まず近年発行の次の2冊の歴史書における「日露和親条約」中の当該問題に関する記述内容を検討したい。

④佐藤信・五味文彦・高野利彦・鳥海靖編『詳説・日本史研究』（山川出版社、2020年）。

⑥五味文彦・鳥海靖編『新・もういちど読む山川日本史』（山川出版社、2020年）。

共に山川出版社発行のものであるが、ここで同社発行のものを取り上げたのは、大学受験を目指す高校生が試験科目として「日本史」を選択する場合、同社発行の教科書を購入する例が多いだけでなく、同社は大学受験生相手の『日本史B用語集』を毎年発行しているため、多くの受験生が同社発行の教科書とこの『用語集』を購入しているものと推測されるからである。

まず④本の記述内容を記すと、「9、近代国家の成立」中の「1、開国と幕末の動乱」中の小見出し「開国」の文中で、1853年（嘉永6）のアメリカ東インド艦隊司令長官ペリーの浦賀沖への来航について触れ、「その直後にロシア使節プチャーチン（Putyatin,1803～83）も長崎に来航し、開国と北方の国境の画定を要求した」と記した上で、翌1854年（安政元）3月締結の「日米和親条約（神奈川条約）の主要な内容について触れ、次いで「ペリーについてロシアのプチャーチンも再び来航し、下田で日露和親条約を締結した。この条約では、下田・箱館のほか長崎も開港することを定め、国境については、千島列島の択捉島以南を日本領、得撫島以北をロシア領とし、樺太は両国人雑居の地として境界を定めないことにした」（傍線引用者）と記している。

また⑥本では、「日露和親条約」については、「3、明治維新」中の小見出し「国際関係の確立」の文中で、「ロシアに対しては、幕末の日露和親条約で、千島列島の択捉島以南は日本領、得撫島以北はロシア領と定められていたが、1875（明治8）年に樺太・千島交換条約をむすび、樺太をロシア領、千島列島を日本領と定めた」と記すのみで、「日露和親条約」第2条の日本語の条文である「今より後、日本國と露西亜國との境、エトロフ島とウルップ島との間ニあるへし、エトロフ全島、夫より北の方クリル諸島ハ、露西亜ニ属す、カラフト島ニ至りては、日本國と露西亜國の間におゐて、界を分たす、是迄仕来之通たるへし」<sup>(3)</sup>との文中のクリル諸島に於ける国境に関する前半のみの文章について説明し、「カラフト島」の所属に関わる文言を総てカットしているのである。このような記述内容では、なぜ「樺太・千島交換条約」が締結されるに至ったのか、その歴史的背景を理解することは出来ない。

また、山川出版社発行の『日本史B用語集』における「日露和親条約」に関する説明文は、いずれも「樺太島は国境を定めず雑居地とした」である。

## (2) 既成事実をつくるための「哨所」建設と撤収

上記の如き「樺太は両国人雑居の地」とし、「国境を定めず雑居地とした」という解釈が成り立つためには、当該条約締結直後に両国が「関係条文の改正」をしたという史実か、条約締結の1855年（安政2）時点で、ロシア人がアムール川河口部左岸の現ニコライエフスク・ナ・アムールはいうまでもなく、「樺太」にも居住するに至っていたという明確な史実が存在しなければならない。

17～19世紀に於ける帝政ロシアの極東地方に関する動向を略記すると、1689年（清朝の康熙28）、帝政ロシアが清朝と「ネルチンスク条約」を締結するや、以後ロシアはシベリヤ東部地域へ破竹の勢いで進出し、1740年迄にはカムチャッカ半島の南端まで到達しただけでなく、19世紀半ばには、清朝の支配下にあるアムール川河口部まで達するに至った。かくして1850年（道光30、日本の嘉永3）アムール川河口部左岸のニヴフ民族の居住地である「唐街」にロシアの海軍少佐ネヴェリスコイが軍事拠点としての「ニコライエフスク哨所」を設置した（現ニコライエフスク・ナ・アムール）<sup>(4)</sup>。時のロシアにとって、アムール川河口部にロシア軍の軍事的見張り所としての「哨所」を設置出来たことは、北東アジア地域においてロシアが軍事的・政治的・経済的に有利な立場を確保したことを意味している。

こうした状況を背景にして、1853年（日本：嘉永6）8月、ロシアの軍艦が樺太南部のアニワ湾内の「クシュンコタン（現コルサコフ）」に来航し、先の海軍少佐ネヴェリスコイ等乗員が上陸し、同地に「哨所」を構築した。ロシアの遣日使節極東艦隊司令長官プチャーチンが長崎に来航し、時の幕府に国交と樺太及びクリル諸島の「国境」画定を要求した時であった。それだけに、時の幕府は、ロシアによるこの「哨所」の構築に強く抗議したため、翌1854年（安政元）1月、ロシアは、前記の「哨所」を破壊し、ロシア兵全員を撤収するに至ったのである<sup>(5)</sup>。この「哨所」の姿は右図の通り。以上の史実を踏まえれば、翌年締結された「日露和親条約」中の「カラフト島」に関する条文の意味を「雑居地」としたものは到底言えない。

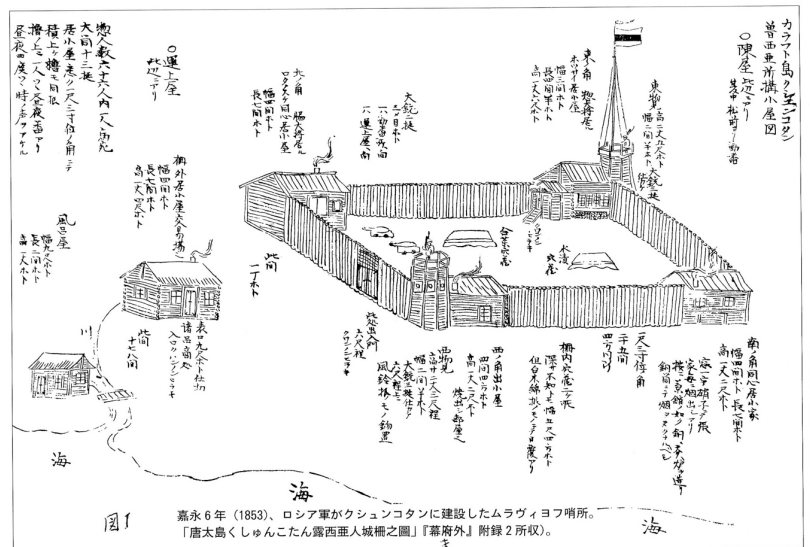


図 嘉永6（1853）、ロシア軍がクシュンコタンに建設したムラヴィヨフ哨所。「唐太島くしゅんこたん露西亜人城柵之図」『幕府外』附録2所収。

## (3) 東シベリヤ総督ムラヴィヨフ、江戸に行き幕閣に「カラフト島」の「雑居地化」を直談判

ところで、周知のように、18世紀以降の東南アジア諸国乃至は東アジアの諸国は、イギリス・オランダ・フランス等のヨーロッパ列強国の植民地化が急速に進んだ時期であり、とりわけ19世紀には、東アジアの中心的国家である中国の清朝とイギリス・インドとのいわゆる「三角貿易」（イギリス→（綿製品）→インド→（綿花・アヘン）→中国（清朝）→イギリス（紅茶）のあり方を巡ってイギリスと中国（清朝）との矛盾が激化するに至った。こうした状況の中で、時の清朝は、アヘンの密貿易の取締を強化したことから、1840～42年、イギリスと清朝の間に阿片戦争が勃発するに至った。この戦争で清朝がイギリスに敗北したのみならず、1851年、清朝の国内で太平天国の乱がおきるに至って、清朝の国力は急速に弱体化した。

こうした状況を目前にして、時のシベリア総督ムラヴィヨフは、1858年（咸豊8、〔日本〕安政5）5月、清朝と「愛琿条約」を締結するに至った。その主な内容は、

- ㊐黒竜江（アムール川）の左岸の地をロシア領とする。
- ㊑ウスリー江から海（日本海）に至る地は、ロシアと清国の「共同管理」とする。
- ㊒黒竜江（アムール川）とウスリー江兩岸の居民は、自由に貿易することが出来る。

というものであった。なお、両国の全権代表は、帝政ロシアが東シベリア総督ムラヴィヨフ・アムールスキー、清朝が黒竜江將軍宗室奕山であった<sup>(6)</sup>。

しかも、それから僅か2年後の1806年（咸豊10、〔日本〕万延元）11月、ロシアは清朝と「北京条約」を締結し、先の「愛琿条約」でロシアと清朝の「共同管理地」としたウスリー江から日本海に至る地域（現ロシアの「沿海地方」）をロシア領に編入してしまったのである<sup>(7)</sup>。

こうした新たな状況の現出を大きな契機として、ロシアの東シベリア総督ムラヴィヨフは、以後「カラフト島」を日口両国の「雑居地」にすべく時の幕閣に強く迫るに至った。

すなわち、1859年（安政6）5月、彼はニコライエフスクを出発して箱館港に寄港し、同地でロシア領事ゴシケヴィッチを伴った上で、同年7月18日、江戸湾内の品川に来航した。直接幕閣とサハリン島の国境を交渉するためであった。7月23日、幕閣と交渉を開始したムラヴィヨフは、開口一番、「和親之協約は既に相済み候得共、重大之事件未タ取極めず、其儘有之候、サカリーン（北蝦夷地之義ニ有之候）之内、アニハ港江は、年來日本漁業之者居住罷在候處、此度自國と支那と境界之條約取結、アムール河（黒龍江之義ニ有之候）は旨趣有之候而、ロシア領と相成、元來サカリーンはアムールと同義にて、アムール河、露西亜領ニ相成候上は、サカリーンも同様之儀ニ有之候段、支那と條約取結申候」<sup>(8)</sup>と主張したが、この内、「元來サカリーンはアムールと同義」との言は、先に見たように真つ赤な嘘であり、しかも、ムラヴィヨフは、7月26日の会談の際、「元來サカリーンは、露西亜所有に候處所、いつとなく支那人領し候「ニ」付、元の通りニ復し候様、條約取結候事ニ候」<sup>(9)</sup>と云っているが、前述の「サハリン島」と中国の各王朝との関係の史実からして、ムラヴィヨフの言は、全くの虚言であることは明らかである<sup>(10)</sup>。

このように、ムラヴィヨフは、清朝と締結した「愛琿條約」の成果を「カラフト島」の日口両国の国境を巡る問題にも適用すべく、江戸湾の品川沖まで出向いて、幕閣に同島を日口両国の「雑居地化」を主張したが、幕府は「界を分かつ、仕来りの通り」との條約の文言を厳守することを一歩も譲らなかった為に、この会談では両者の主張が平行線を辿って集結したことは、当時江戸在勤の箱館奉行（堀織部正・村垣淡路守）が箱館在勤の箱館奉行津田近江守宛に記した書簡の内容でも明らかである。つまり、時の幕閣は、ムラヴィヨフの強引で一方的な主張を受け入れることなく、従って、「日露和親條約」の条文を改正することも無かったのである。

#### （4）幕府の対「北蝦夷地」アイヌ政策の特徴

幕府の幕末における対「北蝦夷地」アイヌ民族政策の大きな特徴は、ロシアとの関係を強く意識したものであった。その主なものをあげると以下の通り。

★「領土意識」の特徴。

アイヌ＝日本所属の人民→アイヌの居住地＝日本の所領。

★アイヌに対する同化政策の推進。

上記の「領土意識」を土台にして、アイヌの「和人化」を実現するために、幕府は、以下の諸政策を強力に実施していった。

#### ③「オムシヤ」儀礼の強化

「オムシヤ」は本来アイヌ民族の挨拶儀礼である「ウムサ（umusa）」（挨拶のやり方）で、「座って相手の肩の上へ自分のあごを乗せ、両手を双方ともに肩中へ回し、手にひらで軽く撫でたり叩いたりする親愛の表現」<sup>(11)</sup>が、場所請負制の発展に伴い、場所の運上屋における場所請負人側の役職者や幕府の役人が法令や場所内の決まり事をアイヌに言い渡す場に変化したもの。「モンベツ御用取調所の安政3丙辰年、ヲムシヤ執行仕方書付」<sup>(12)</sup>によれば、番所の土間に座ったアイヌの集団に対し、条目等を言い渡し、和人風に改俗したアイヌに褒美を与えると同時に、板の間に着座することを許可している。これは西蝦夷地のモンベツ場所の例であるが、「北蝦夷地」においても同じであった。

## ⑥髪型の和風化（月代を剃り、髷にする等）と和人風の名前に改名する

## ⑦アイヌの役職名も近世日本の農村の村役人名に改称する

1857年（安政4）4月、クシュンコタン（現コルサコフ）における改名・役職名の改称の例<sup>(13)</sup>。

乙名・ヘンカクリ→庄屋・辨九郎。	土産取・ウトカナアエノ→百姓代・乙吉。
脇乙名・ラムランケ→惣名主・蘭平。	土産取・ウヤヤク→百姓代・歌作。
脇乙名・エツポンク→惣名主・悦作。	土産取・ウエキシュ→百姓代・上吉。
脇乙名・チクニウ→惣名主・伝兵衛。	土産取・セネネ→百姓代・瀬兵衛。
惣小使・ヲマシネ→惣年寄・万平。	土産取・サワフニアエノ→百姓代・澤次。
乙名・アタクム→名主・阿太郎。	土産取・マウラナアエノ→百姓代・幕内。
乙名・チャシクンケ→名主・茶四郎。	土産取・シフランマ→百姓代・渋蔵。
乙名・シエコロ→名主・禮五郎。	土産取・くまたアエノ→百姓代・熊太。
乙名・ウシカントエ→名主・牛兵衛。	カハヘ→嘉兵衛。
小使・アンタアエノ→年寄・安太。	ヲキラヲ→起郎。
土産取・ヲサヲサ→百姓代・長藏。	コレノ→此兵衛。
土産取・エラサネクル→百姓代・實九郎。	トヲノ→幸八。
土産取・シンコクサアエノ→百姓代・新五郎。	ハアト→伴吉。
土産取・エンシコエフ→百姓代・西兵衛。	シロマオツカエ→四郎吉。
土産取・アシリ→百姓代・阿四郎。	エチロ→市郎。
土産取・チャツケレ→百姓代・茶九郎。	ネツカサ→祢三郎。
土産取・ヨモサク→百姓代・與茂作。	

計33名（内改名のみ8名）。

その後、幕府は他の地域のアイヌの「改名」・「改俗」策を強化していったが、その際、「改俗」したアイヌに木綿・鬢付油等を褒美として与えるのを常とした。

## （5）日口両国「カラフト島仮規則」を締結

1867年（慶応3）2月25日（太陽暦、3月30日）、日口両国はロシアのサンクトペテルブルグで「カラフト島仮規則」を締結した。日本側全権は外国奉行兼箱館奉行小出大和守秀実・目付石川駿河守利政、ロシア側全権はロシア外務省アジア局方ストレモウーホフであった。前文の「前書の廉々互いに協同せざるに付 {カラフト} 島は、是迄の通り兩國の所領と為し置き且つ兩國人民の平和を保たんか為左の條々を假に議定せり」という文言中の下線部分は、ロシア側の主張を記したものである。次にこの「仮規則」の主要な条文を示すと次の通りである<sup>(14)</sup>。

1. 「カラフト」島に於て兩國人民は睦しく誠意に交るへし。萬一爭論ある歟又は不和のことあらハ、裁斷は其所の司人 (the local authorities) 共へ任へし。若其司人に決し難き事件は双方近傍の奉行 (Governors) に裁斷すへし。
2. 兩國の所領たる上は、魯西亞人・日本人とも全島往来勝手たるへし。且いまた建物並園庭なき所歟総て産業の爲に用ひざる場所へは移住建物等勝手たるへし。
3. 島中の土民（先住民族のこと {榎森}）は、其身に属せる正當の理并附属所持の品々とも全く其ものゝ自由たるへし。又土民は、其ものゝ承諾の上、魯西亞人・日本人ともに、これを雇ふことを得へし。若日本人又は魯西亞人より土民金銀或は品物にて是迄既に借受けし歟、又は現に借財を爲すことあらハ、其もの望の上前以定めたる期間の間、職業或ハ使役を以てこれを償ふ事を許すへし。

以上の条文から分かるように、この「仮規則」は、「カラフト島」を名実共に「日口兩國の所領」＝「日口兩國の雜居地」と規定したものであった。かくして「カラフト島」は、明治元年（慶応4）の前年である慶応3年に至って、

先の東シベリア総督ムラヴィヨフが強く主張した通りの内容となったのである。そのため、以後幕府側の記録は、「雑居地」と記している。

ここに至って、幕府は北蝦夷地でも実施していた場所請負制を廃止し、「場所請負人」を「出稼ぎ人」に改称すると共に、多くの場所請負人を「出稼ぎ人」として「北蝦夷地」に送り込むに至った<sup>(15)</sup>。なお、その後、1875年（明治8）5月、日本は時のロシアと「樺太・千島交換条約」を調印したが、その直前の1874年（明治6）の「樺太州」（「州」＝「国」の意。明治2年8月15日、新政府は「蝦夷島」を「北海道」と改称し、11国86郡を画定した際、旧「北蝦夷地」を「樺太州」と改称した）のアイヌの戸口は、348戸、2372人であったので<sup>(16)</sup>、幕末の戸口もこれと類似したものであったものと推察される。

## 4 日本領「樺太」40年と「樺太アイヌ」

1905年（明治38）9月、「日露戦争」という日本の侵略戦争の終結のための「日露講和条約」がアメリカ合衆国のニューハンプシャー州東部の港湾都市・ポーツマスで調印され、その結果、それまでロシアの領土であった「サハリン島」の北緯50度以南の地域が、1945年（昭和20）8月、アジア・太平洋戦争が終結する迄の40年間、日本領となった。この間日本は、この島を「樺太」と称し、北緯50度以北のロシア領を「北樺太」と称した。

この時期の「日本領樺太」における先住民の人口の動向は、「表」の通りである。出典は、主たる先住民に対する呼称を「アイヌ」・「ギリヤーク」・「オロッコ」と記しているが、本表では、「アイヌ」を「アイヌ」、「ギリヤーク」又は「ニクブ」を「ニヴフ」、「オロッコ」を「ウイльта」と共に自称で表記した。

表 日本領樺太における先住民人口の推移

西暦	和暦	アイヌ		ニヴフ		ウイльта		そのほか		合計	
		戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
1906	M39	190	1,163	10	37	11	19			211	1,291
1907	M40	208	1,439	17	139	19	37	2	7	264	1,919
1908	M41	281	1,597	21	185	49	263	2	7	360	2,052
1909	M42	202	1,652	28	151	58	270	7	35	295	2,108
1910	M43	304	1,597	28	150	68	318	7	38	407	2,103
1911	M44	303	1,574	28	134	83	381	7	25	421	2,114
1912	M45	303	1,614	28	137	90	394	2	2	423	2,150
1913	T2	223	1,166	27	136	86	387	2	3	338	1,697
1914	T3	321	790	26	62	69	160	5	14	421	1,026
1915	T4	333	1,590	22	106	68	346	5	24	428	2,066
1916	T5	344	1,662	22	99	66	347	6	25	438	2,133
1917	T6	334	1,698	22	99	67	346	6	25	429	2,168
1918	T7	343	1,676	28	116	62	330	5	23	438	2,149
1919	T8	324	1,536	25	106	56	302	4	20	409	1,964
1920	T9	286	1,352	18	94	49	277	3	16	356	1,740
1921	T10	300	1,331	19	103	49	275	3	14	371	1,723
1922	T11	341	1,228	17	78	40	213	1	6	399	1,525
1923	T12	340	1,491	17	77	40	214	1	6	398	1,788
1924	T13	324	1,325	18	81	47	245	1	6	380	1,657
1925	T14	305	1,339	24	104	48	258	3	23	379	1,724
1926	T15	325	1,409	24	106	48	258	8	41	395	1,814
1927	S2	360	1,512	24	115	52	286	9	56	445	2,069

樺太庁農林部編『樺太殖民の沿革』（樺太庁農林部、1929年）

（1）1933年（昭和8）1月、日本政府「樺太在住のアイヌ」に初めて戸籍法を施行

→それ迄の正式呼称は「土人」。ニヴフ、ウイльта、他先住民の呼称も「土人」<sup>(17)</sup>。

（2）アイヌに対する和人の根強い偏見と差別意識の存在

筆者の手元に『地理講座：日本編第1巻一樺太・北海道一』（改造社、1933年（昭和8）12月17日）なる書籍がある。この内、「樺太」の「住民」なる項目の中で、次のように記述している。執筆者は「東北学院教授・宮川善造」である。この時期の「東北学院」は、現在の「東北学院大学」の前身で、宮川善造は、当時の地理学者である。

まず、「アイヌ」に関する記述内容を示すと以下の通り。

「樺太在住の各種族を文化階梯より概観すれば、内地人は全文化民族、ロシア人・朝鮮人は半文化民族の階梯にあり。之に對して土人は自然民族の階梯に止まると云ひ得る。土人の中でもアイヌは、内地人に接する事久しく常にその指導啓發をうけるため、文化の程度稍高まり半文化民族の域に進みつゝある」

「土人の指導」との小見出しの文中では、

「アイヌに対しては半農半漁を奨励すると共に、部落の衛生施設の整備をはかり、公醫を派して診療に従事せしめ、一方児童教育のために、明治四十二年、其集団部落の東西海岸各一ヶ所に教育所を建て、大正十三年之を増築して五ヶ所とし、又教育所職員は、社會教育にも力を盡し來つた。その結果文化の程度比較的高まり、また、我國體の尊嚴なる所以を解するに至つたので、昭和八年一月樺太施行法律特例を改正し、我が國籍を有せしめ、教育所は廃止されて、その子弟は今日内地児童と同様の教育を享受して居る」

と記している。

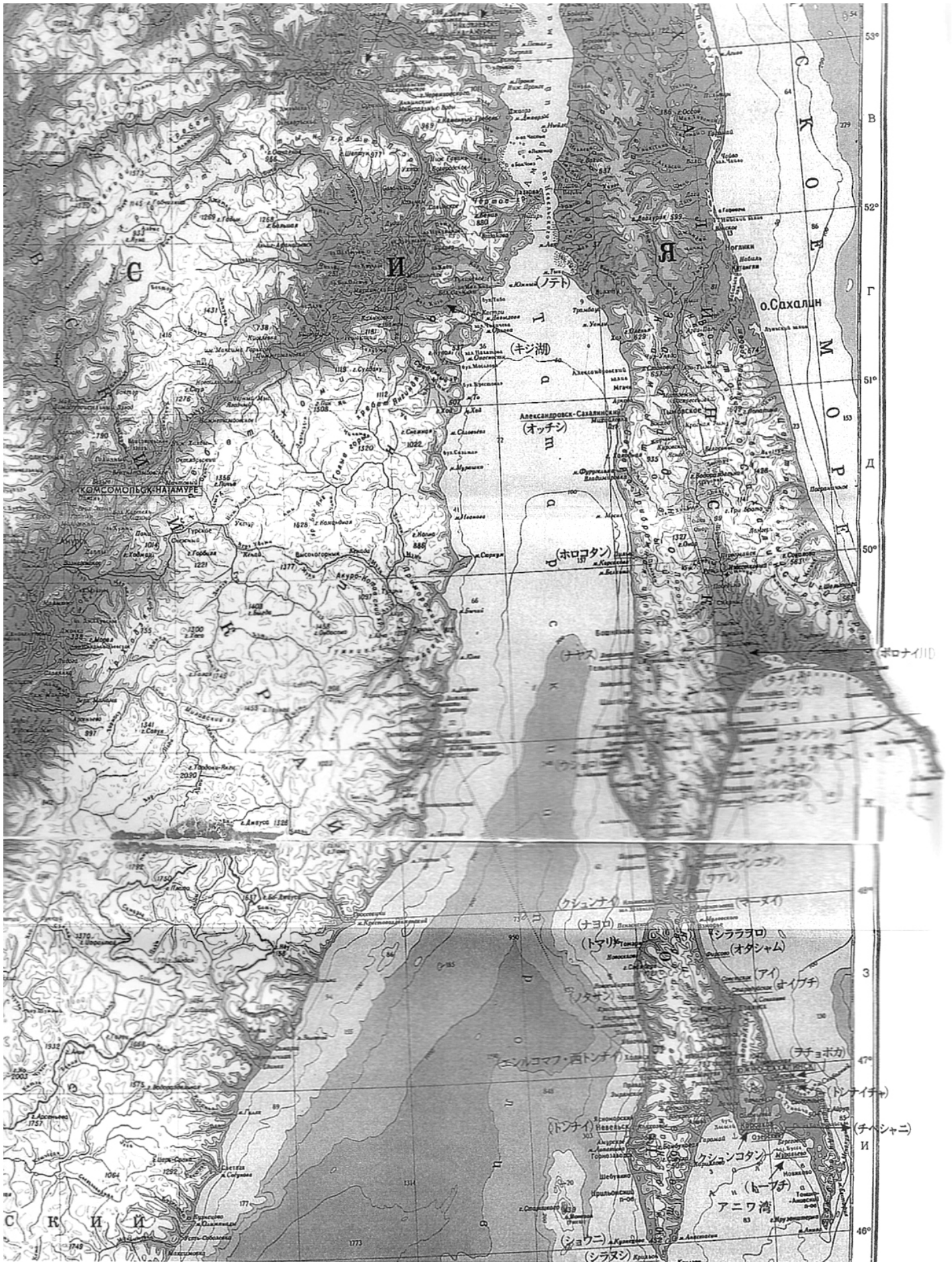
これは、一研究者の見解に過ぎないが、この時期の日本は、1931年（昭和6）の「満洲事変」を大きな契機として、以後中国に対する侵略戦争をまっしぐらに進んでいた時であり、且つ国民の反差別行動や反権力行動に対する権力側の弾圧が激しくなった時期であるだけに、国民の一般的意識も上記の文章の内容とほぼ類似したものであったと推察される。しかし、この期の「アイヌ差別」の事実を示す一次史料が極端に少ないのである。

それだけに、この40年間の時期における「樺太アイヌの人々」が語るオーラルヒストリーの掘り起こし作業が重要な課題になっているものと思う。

(註)

1. 拙稿「十三～十六世紀の北東アジアとアイヌ民族一元・明朝とサハリン・アイヌの関係を中心に」（羽下範彦編『北日本中世史の研究』吉川弘文館、1990年）  
拙稿「十三～十七世紀のアイヌ民族と周辺諸国」・諸民族」（『中世史講座：第11巻—中世における地域・民族の交流—』学生社、1996年）  
河内良弘著『明代女眞史の研究』（同朋舎出版、1992年）菊池俊彦著『北東アジア古代文化の研究』（北海道大学出版会、1995年）同編『北東アジアの歴史と文化』（北海道大学出版会、2010年）  
拙稿「〔カラフト島仮規則〕調印前後における幕府の〔北蝦夷地〕政策を巡って」（『東北学院大学東北文化研究所紀要』第53号、2021年）  
他
2. 間宮林蔵述・村上貞助編『東洋文庫484、東韃地方紀行』（平凡社、1988年）  
О.П.СУНИК（オー、ペー、スニック）“УЛЪЧСКИЙЯЗЫК（ウリチ語）”（ロシア科学アカデミー、レニングラード〔現サンクトペテルブルグ〕、1985年）
3. 『大日本古文書：幕末外国関係文書』第8巻—193号文章（以下、同書所収の史料名は、以下『幕末外国』8—193）の如く略記する）
4. 中国代百科全書出版社編輯部編『中国大百科全書：中国歴史Ⅱ』（中国大百科全書出版社、1992年）
5. 『幕末外国』6—94
6. 故宮博物院明清檔案部編『清代中俄関係檔案史料選編：第三編中冊』（北京、中華書局、1979年）
7. 故宮博物院明清檔案部編『清代中俄関係檔案史料選編：第三編下冊』（北京、中華書局、1979年）
8. 『幕末外国』25—110
9. 『幕末外国』25—131
10. 拙稿「日露和親條約と幕府の領土観念」（渡辺信夫編『近世日本の民衆文化と政治』河出書房新社、1992年）
11. 萱野茂著『萱野茂のアイヌ語辞典』（三省堂、1996年）
12. 箱館奉行所文書『安政三・四・六年、「ラムシア執行帳他：紋別誤用所』（北海道立文書館所蔵）
13. 『幕末外国』15—339
14. 外務省条約局『旧条約彙集』（国立国会図書館所蔵）
15. 拙稿「〔カラフト島仮規則〕調印前後における幕府の〔北蝦夷地〕政策を巡って」（『東北学院大学東北文化研究所紀要』第53号、2021年12月）
16. 拙著『アイヌ民族の歴史』（草風館、2007年3月）
17. 樺太廳編『樺太廳施行三十年史』（樺太廳、1936年）  
遠藤正敬著「戸籍の現在：造り上げられた「家」の観念—日本人を呪縛する〔戸籍意識〕—」（『中央公論』、2022年6月号）





沿岸地方とサハリン島（АТЛАС МИРА）〔世界地図〕モスクワ・1999年）より。